

# 日本年金機構の主要統計(16)

(平成23年10月31日公表)  
【公表日現在の最新情報を掲載】

## 【適用関係】

(単位:人、箇所、円)

① 被保険者・事業所情報 (平成23年7月末現在)	国民年金		厚生年金保険					
	被保険者数		適用事業所数		被保険者数			標準報酬月額 の平均(船員含む)
	1号(任意含む)	3号	船舶所有者除く	船舶所有者	船員を除く		船員	
					男子(坑内員含む)	女子		
18,955,375	9,974,233	1,745,885	4,653	22,392,445	12,385,308	53,887	303,547	

## 【徴収関係】

(単位:千円、万円)

② 国民年金保険料収納済入額及び納付状況	保険料収納済入額(平成23年度7月分)			保険料納付状況(平成23年8月末現在)				
	合計	現年度	過年度	現年度分			過年度分	
				納付月数	納付対象月数	納付率(23年度)	納付率(21年度)	納付率(22年度)
	51,079,138	42,461,595	8,617,543	3,043	5,533	55.0%	64.3%	61.2%

※現年度分の保険料納付状況は、平成23年8月末納付期限の平成23年4月～平成23年7月分のものである。

※過年度分の保険料納付状況は、平成21年度分:21年4月～23年8月末まで、平成22年度分:22年4月～23年8月末までの納付率である。

(単位:千円)

③ 厚生年金保険料徴収状況(累計)	保険料徴収状況(平成23年度7月末現在)				
	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額	収納率
	6,565,861,181	5,436,659,946	5,584,198	1,123,617,036	82.8%

## 【年金給付関係】

(単位:人、円)

④ 国民年金年金受給者情報 (平成23年7月末現在)	合計			老齢給付			障害給付			遺族給付		
	7月新規決定	月末現在	平均年金月額	7月新規決定	月末現在	平均年金月額	7月新規決定	月末現在	平均年金月額	7月新規決定	月末現在	平均年金月額
	34,087	28,463,011	54,386	26,116	26,626,902	53,026	6,693	1,726,196	73,755	1,278	109,913	79,578

※「国民年金受給者」とは、旧法抛出国国民年金と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には厚生年金を上乗せしている方を含む。(※その他、7月末現在の老齢福祉年金受給者:4,365人)

※「平均年金月額」は、決定済年金額の年金受給者ベースの月末現在のものであり、繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

(単位:人、円)

⑤ 厚生年金保険年金受給者情報 (平成23年7月末現在)	合計			老齢給付			障害給付			遺族給付		
	7月新規決定	月末現在	平均年金月額	7月新規決定	月末現在	平均年金月額	7月新規決定	月末現在	平均年金月額	7月新規決定	月末現在	平均年金月額
	122,354	29,776,331	105,350	A…………40,019	A……13,541,530	A…………152,541	2,966	380,039	105,239	24,906	4,847,441	87,380
			B…………54,463	B……11,007,321	B…………55,211							

※「厚生年金保険受給者」とは、旧法と新法厚生年金保険の受給者の合計であり、新法厚生年金保険の受給者には同時に新法基礎年金を受給している方を含む。

※「平均年金月額」は、決定済年金額の受給者ベースの月末現在のものであり、在職による一部停止額及び繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

※「老齢給付」は、A:老齢相当(被保険者期間が20年以上、中高齢特例の適用)、B:老齢相当以外のものである。

※【平成19年4月1日施行】厚生年金保険・国民年金の年金受給権者からの申出による年金給付の支給停止件数は、347件である。(平成23年8月末現在)

(単位:万件、億円)

⑥ 厚生年金保険・国民年金の支払件数・金額 (平成23年10月定時支払)	合計		金融機関(ゆうちょ銀行を除く)		ゆうちょ銀行	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	6,076	69,257	4,580	50,394	1,436	13,908

※支払金額の「合計」は、「金融機関(ゆうちょ銀行を除く)」と「ゆうちょ銀行」のほか、外国送金等を含む。

## 【その他のサービス】

(単位:件)

⑦～⑫ 各種お知らせ等	⑦年金請求書の事前送付 (A4版請求書)	⑧65歳年金請求書 (はがき)	⑨老齢年金のお知らせ (はがき)	⑩年金加入期間の確認に ついて(はがき)	⑪69歳到達年金未請求者への お知らせ(はがき)	⑫ねんきんネット ユーザID発行件数
	133,768	99,608	18,254	11,696	1,661	52,531

※⑦は、年金支給年齢到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等を記載した年金請求書を60歳または65歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑧は、60歳到達後に老齢厚生年金を受けている方が65歳になったときは、60歳前半の老齢給付に代わって、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることが可能となるため、年金請求書(はがき)を65歳になる誕生月の初旬に送付。

※⑨は、60歳到達後に受給権が発生する方(60歳到達時には、基礎年金番号で管理している厚生年金保険の期間が12月未満の方)に、65歳からの老齢基礎年金のこと等のお知らせを60歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑩は、日本年金機構で管理している年金加入期間のみでは、受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑪は、日本年金機構で管理している年金加入記録のみで年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に、年金請求を促すためのお知らせを69歳到達月に送付。

※⑫は、日本年金機構のホームページからユーザID・パスワード等を入力しログインすることにより年金加入記録等がいつでも閲覧可能となる「ねんきんネット」のユーザIDの発行件数。